

(本書宛所を缺く。堀秀政又は楠友閑に宛てたるものなるべし。)

四月廿六日。温井景隆等、鳳至郡諸橋六郷の坊主及び百姓に、その馳走を求む。

【諸橋文書】 鳳至郡

一六六五

態申越候。仍諸橋六郷之諸百姓并坊主衆、此度之儀候之間、脇々迄申催、急度可有馳走儀肝要候。委細次郎兵衛・西了兩人へ申候條、不能具候。謹言。

卯月廿六日

景隆(温井備中 三宅小三郎) 在判
宗隆(三宅小三郎 加賀) 在判
堯知(三宅備後) 在判
長盛(温井景隆等) 在判
盛光(温井四郎右衛門) 在判

諸橋六郷

坊主衆中

百姓中

四月廿九日。温井景隆等、鳳至郡諸橋六郷の百

姓及び坊主に、その馳走を約したるを賞す。

【諸橋文書】 鳳至郡

一六六六

此度諸橋六郷諸百姓并坊主衆、可令馳走之旨神妙候。就其、各手前貢用之内三分一、五年可令用捨候。急度猶以忠節肝要候。抽馳走候者ニ者、別而可相加扶持候。於致見合者、堅可申付者也。仍如件。

天正八年

卯月廿九日

景隆(温井備中 三宅小三郎) 在判
宗隆(三宅小三郎 加賀) 在判
堯知(三宅備後) 在判
長盛(温井景隆等) 在判
盛光(温井四郎右衛門) 在判

諸橋六郷

諸百姓中

諸坊主衆

五月十日。織田信長、長連龍に、その温井景隆等と媾和する際過失なきを期せしむ。

【長文書】 金澤

一六六七

追而脇指到來候。懇情別而悅入候。乍去此方數多有之候間返遣候。於其方可受用候也。

去月廿三日書狀到來候。委細披見候。仍今度其面事、要害以下堅申付候旨、尤以可然候。依之七尾者共懇望候段、

無是非次第候。於趣者先書申越候。何廉無越度候様、行專一候。猶珍子細候はゞ、注進肝要之事に候。堀久太郎可申候也。

五月十日

信長(織田) 在印

長九郎左衛門尉殿

五月十四日。本願寺教如、鹿島郡崎山十八日講中に、大坂籠城の決意を告げてその馳走を求む。

【法廣寺文書】 鹿島郡

一六六八

急度取向候。今度當寺信長一和之儀、被應叙慮、すでに當寺信長へ可被相渡分候て、御門主には雜賀へ御退去之事候。然者予當寺に残り、可相拘思立、如此候。就其此度相續候様に、門徒之輩者抽粉骨馳走候はゞ、可爲佛

天正八年

姓及び坊主に、その馳走を約したるを賞す。

【諸橋文書】 鳳至郡

一六六六

此度諸橋六郷諸百姓并坊主衆、可令馳走之旨神妙候。就其、各手前貢用之内三分一、五年可令用捨候。急度猶以忠節肝要候。抽馳走候者ニ者、別而可相加扶持候。於致見合者、堅可申付者也。仍如件。

天正八年

卯月廿九日

景隆(温井備中 三宅小三郎) 在判
宗隆(三宅小三郎 加賀) 在判
堯知(三宅備後) 在判
長盛(温井景隆等) 在判
盛光(温井四郎右衛門) 在判

諸橋六郷

諸百姓中

諸坊主衆

五月十日。織田信長、長連龍に、その温井景隆等と媾和する際過失なきを期せしむ。

法再興候。めづらしからぬ事ながら、法義心にかげられ、信心決定候て、稱名念佛無油斷事可爲肝要候。萬端たのみ入斗候。穴賢々々。

五月十四日

教如 在判

崎山

十八日講中

五月廿五日。本願寺教如、能美郡門徒に、大坂籠城の決意を告げてその馳走を求む。

【波佐谷文書】 能美郡

一六六九

急度染筆候。今度當寺信長就一和之儀、被應叙慮、既御門主至紀伊御退出候。然者連如上人已來數代之本寺、此度可被滅段、あさましく數入候付、予一身殘、是非共可相拘思立候事候。各被得其意、一宗之法流相續候様ニ盡粉骨、抽忠節馳走候者、併佛法再興聖人へ可爲報謝。就其候ては、法儀たしなみ、稱名念佛由斷あるまじき事肝要候。猶按察法橋可申候。穴賢々々。

五月廿五日

教如 在判

六九五